

埼玉労働局

# 改正育児・介護休業法説明会



従業員数が100人以下の事業主の皆様！！  
平成24年7月1日から改正育児・  
介護休業法が全面施行されます！！  
就業規則の見直しはお早めに！！

従業員数が100人以上の事業主の皆様、  
新しく人事労務担当者になった方も参加  
いただけます

<日 時> ① 平成24年1月31日(火)  
② 平成24年2月 9日(木)  
③ 平成24年3月 8日(木)  
14:00~16:00(3回共通)

詳細は埼玉労働局 HP  
をご覧ください！！  
<http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

<会 場> ① 埼玉労働局 14階大会議室  
②③ 埼玉労働局 14階小会議室  
さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー  
TEL:048-600-6210

<募 集> ①30名 ②、③各12名(いずれも先着順)

<申込み> 埼玉労働局雇用均等室へFAX(申込書は裏面)

<内 容> (1) 改正育児・介護休業法の全面施行に伴う規定整備について  
(2) 次世代法に基づく一般事業主行動計画及び認定制度について  
(3) 仕事と家庭の両立を支援する助成金制度について

※ 研修会終了後個別相談に応じます。現行の就業規則等をお持ちください。

## <改正のポイント>

これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数100人以下の事業主にも適用になります。

- ① 短時間勤務制度
- ② 所定外労働の制限
- ③ 介護休暇



お問い合わせ・お申し込み

埼玉労働局 雇用均等室

TEL:048-600-6210 FAX:048-600-6230



# 参加申込書

参加日 (いずれかに○)

- ① 1月31日(火)
- ② 2月9日(木)
- ③ 3月8日(木)

会社名(事業所名) \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

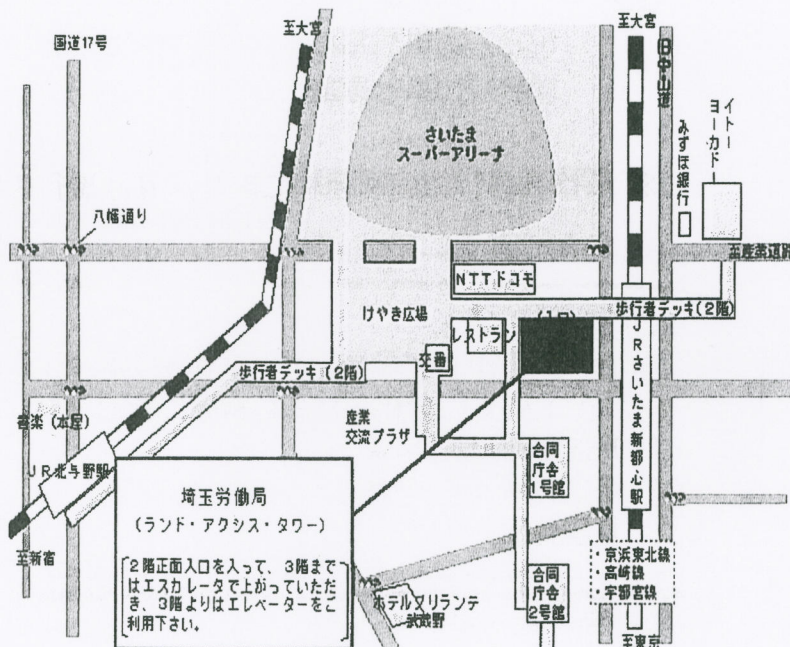
役職 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

個別相談の希望の有無 (有・無) いずれかに○

\*\*\* 埼玉労働局雇用均等室説明会場案内図 \*\*\*

- ランド・アクシス・タワー14階
- JR さいたま新都心駅西口を出て  
最初のビル(進行方向左側)
- JR 北与野駅より徒歩6分



駐車場は有料となっておりますので、なるべく公共交通機関をご利用ください。